

■ 在宅経管栄養法管理協定書 (p.160) (印) 162

在宅経管栄養法に関する異常・トラブルと医師への報告基準

| 領 域 | 医師への報告基準（下線部分） |
|--|---|
| 1) カテーテル挿入に関する異常・トラブル | |
| 咽頭違和感・咽頭痛 | 違和感・疼痛の訴えなし 咽頭違和感の訴えあり <u>咽頭痛の訴えあり</u> |
| カテーテル固定状況 | 確保されている 固定用絆創膏がはがれている（カテーテル法） <u>接続部の異常あり（瘻管法）</u> <u>抜去してしまった</u> |
| 滴下状態 | 時間どおりに指示量が注入されている <u>うまく落ちず、指示量が注入できない</u> |
| 腹部症状 | 下痢、便秘、腹部膨満、嘔気・嘔吐なし 下痢、便秘、腹部膨満、嘔気・嘔吐あり |
| 2) 感染徵候 | |
| 挿入部の状態 | 発赤・びらん・腫脹・熱感・疼痛なし 発赤・びらん・腫脹・熱感・疼痛あり |
| 口腔内の状態 | 口腔粘膜湿潤、唾液分泌良、口臭なし 口腔粘膜乾燥、口臭あり 舌苔形成 <u>アフタ形成</u> |
| 上気道症状 | 気道内分泌物の性状に変化なし 気道内分泌物の増加なし <u>気道内分泌物の性状に変化あり</u> 気道内分泌物の増加あり 気道内分泌物の増加による呼吸苦あり |
| 消化器症状 | 腹部膨満・腹痛なし <u>腹部膨満・腹痛あり</u> <u>血便あり</u> |
| 全身状態 | バイタルサイン異常なし 発熱軽度、脈拍数・呼吸数増加あり <u>発熱著明、脈拍数・呼吸数増加あり</u> |
| 3) 水分・電解質・糖の代謝異常 | |
| 脱水徵候 | 口渴・皮膚乾燥なし バイタルサイン異常なし 水分出納のバランスよい 口渴、皮膚乾燥あり、倦怠感、嘔気・嘔吐あり <u>尿量減少、血圧低下、不整脈、下痢あり</u> |
| 体液量過剰徵候 | 浮腫・息切れなし <u>浮腫・息切れあり</u> <u>不整脈</u> |
| 4) 栄養状態（3大栄養素、ビタミン、無機質・微量元素の充足状況） | |
| 体重 | 変化なし |

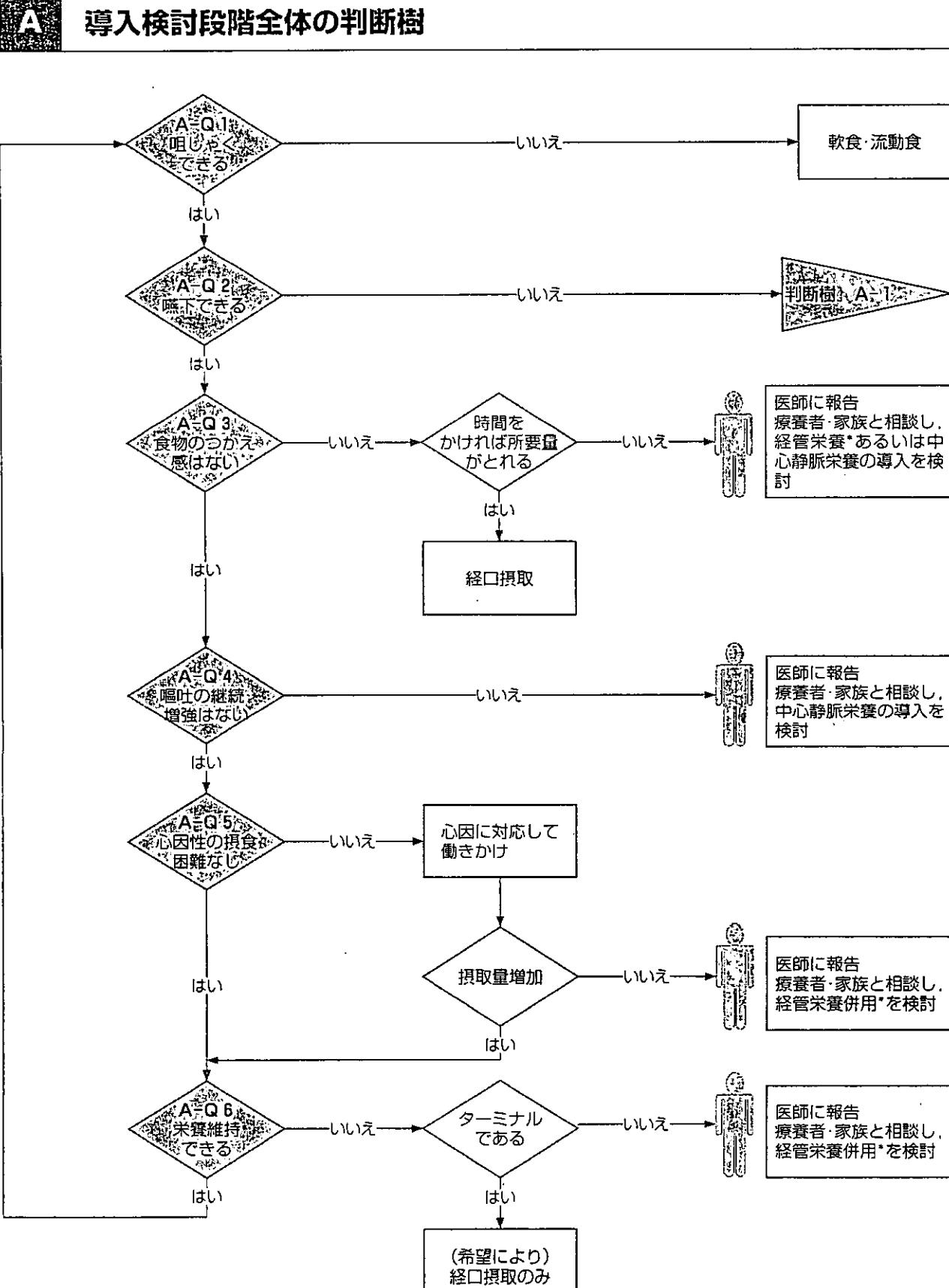
| 領 域 | 医師への報告基準（下線部分） |
|------|--|
| 体重 | 1か月間に10%以上の増加・減少あり |
| 皮下脂肪 | 上腕三頭筋部の皮下脂肪がつまめる しわの増加 <u>皮下脂肪厚の枯渇（ほとんど皮膚のみ）</u> |
| 皮膚 | 乾燥・発疹・落屑・瘙痒感なし <u>全身の瘙痒感あり</u> <u>乾燥の増加</u> <u>落屑の増加</u> 発疹あり（粘膜皮膚移行部） |
| 毛髪 | 脱毛なし、つやあり つやなし <u>脱毛あり</u> |

5) 在宅経管栄養法に対する療養者の受け入れ・認識の逸脱

| | |
|----------|---|
| 身体活動範囲 | 必要な身体の動きはできている <u>必要以上に身体活動が低下している</u> |
| 心理・情緒的反応 | 平常どおり 内向的になっている <u>いらだち・不穏・うつ状態</u> |

6) 家族介護者に関する異常・トラブル

| | |
|------|---|
| 介護負担 | 疲労はない 疲労があるが、休養・睡眠により回復する <u>疲労が強く、休養・睡眠によても回復しない</u> |
| 理解度 | 問題なく介護できている <u>理解不足により正しく介護できていない</u> |

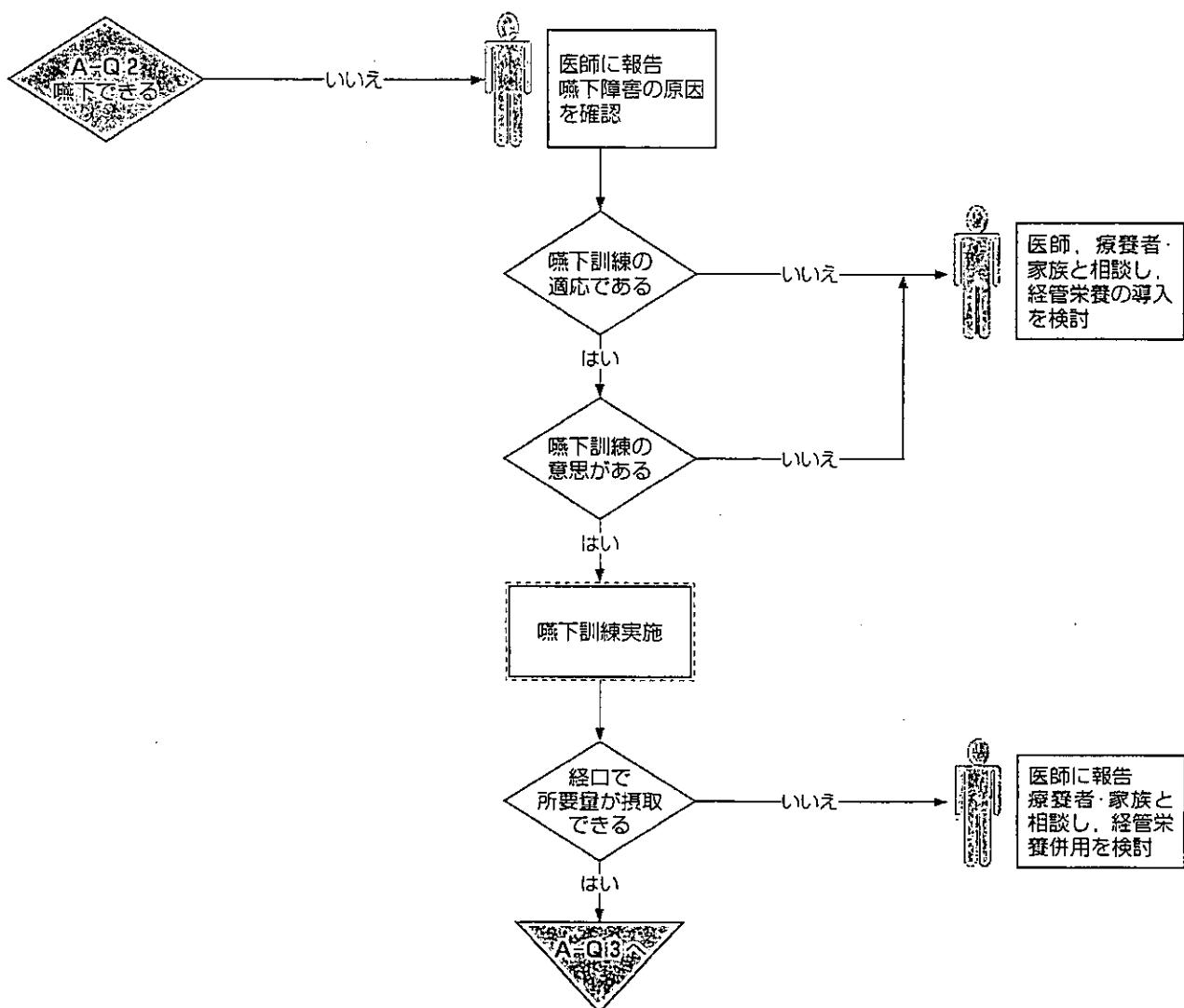


* 経管栄養のうち胃瘻造設を検討する条件

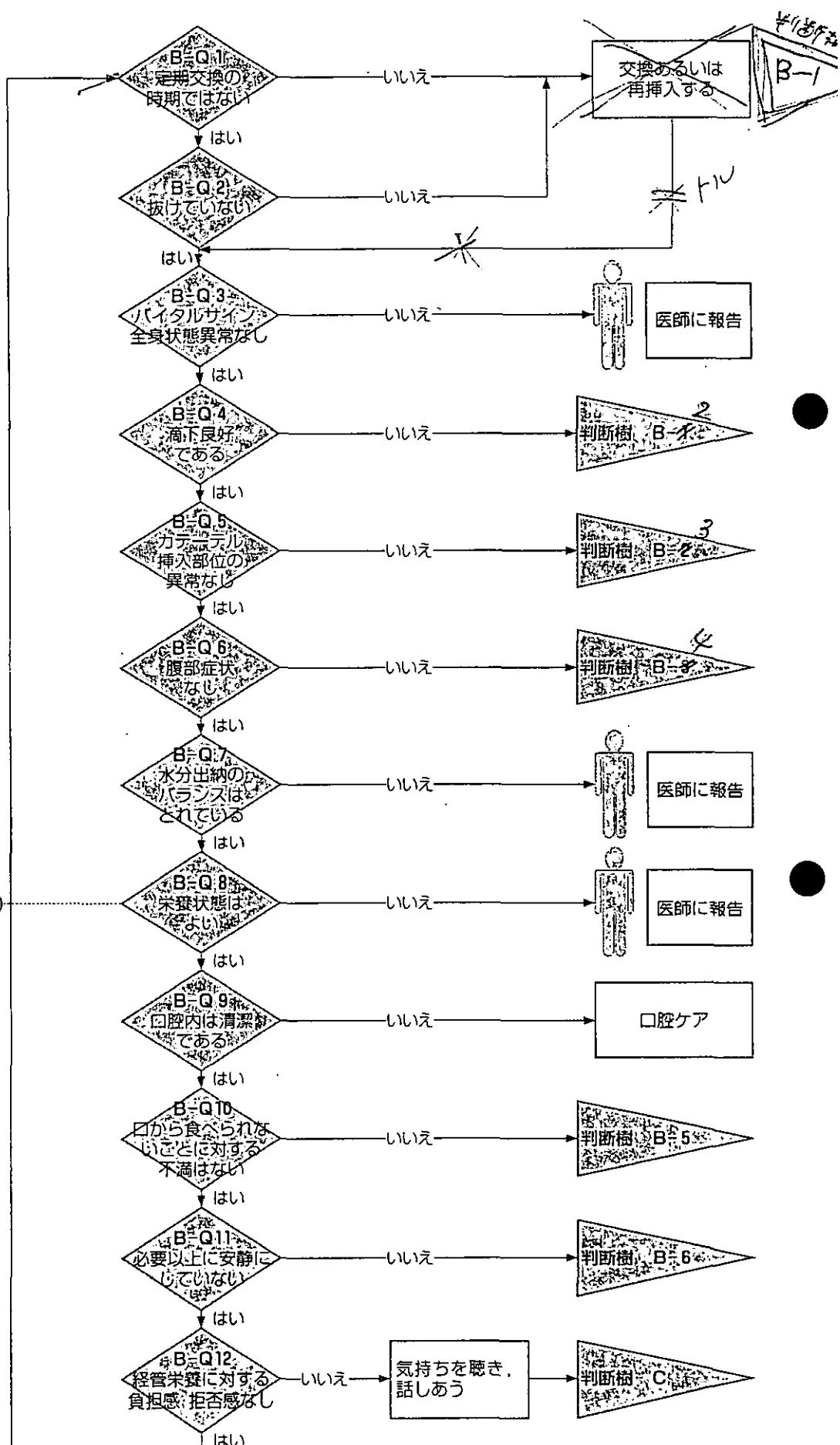
- ①鼻咽腔の炎症や刺激等により、経鼻胃管挿入及び留置が困難あるいはできない状態
- ②経鼻胃管の挿入拒否及び自己抜去の可能性のある状態
- ③経鼻胃管挿入及び留置により、誤嚥性肺炎の危険性のある状態
- ④経管栄養が長期に及ぶことが予測される場合

A-1

嚥下できない場合の判断樹

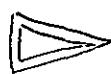
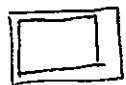


B 維持管理段階全体の判断樹



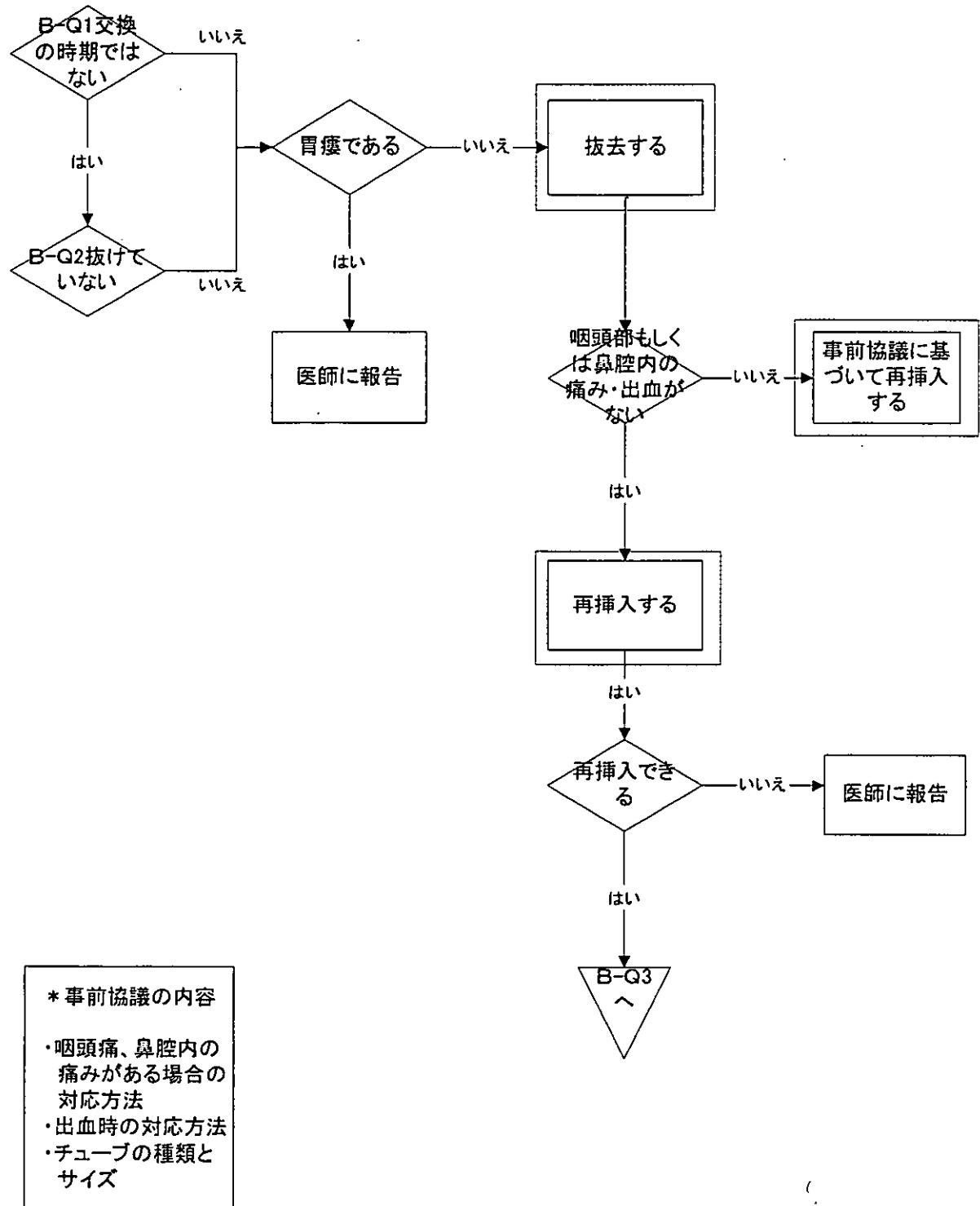
(p.149, 表中の4) を参照

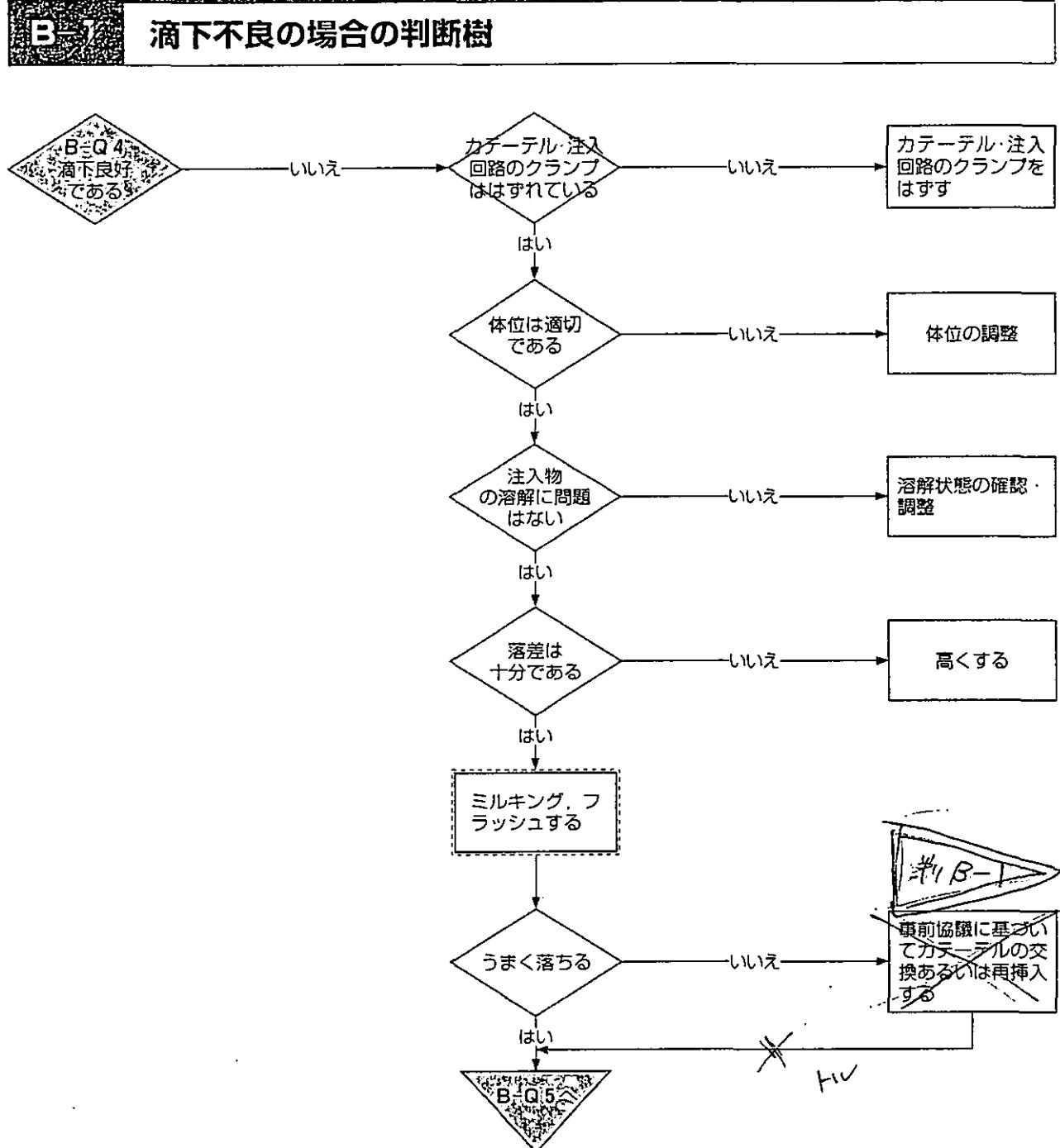
注)



特別な条件を満たす
看護師が行うことと
示すものとして(用) いる。

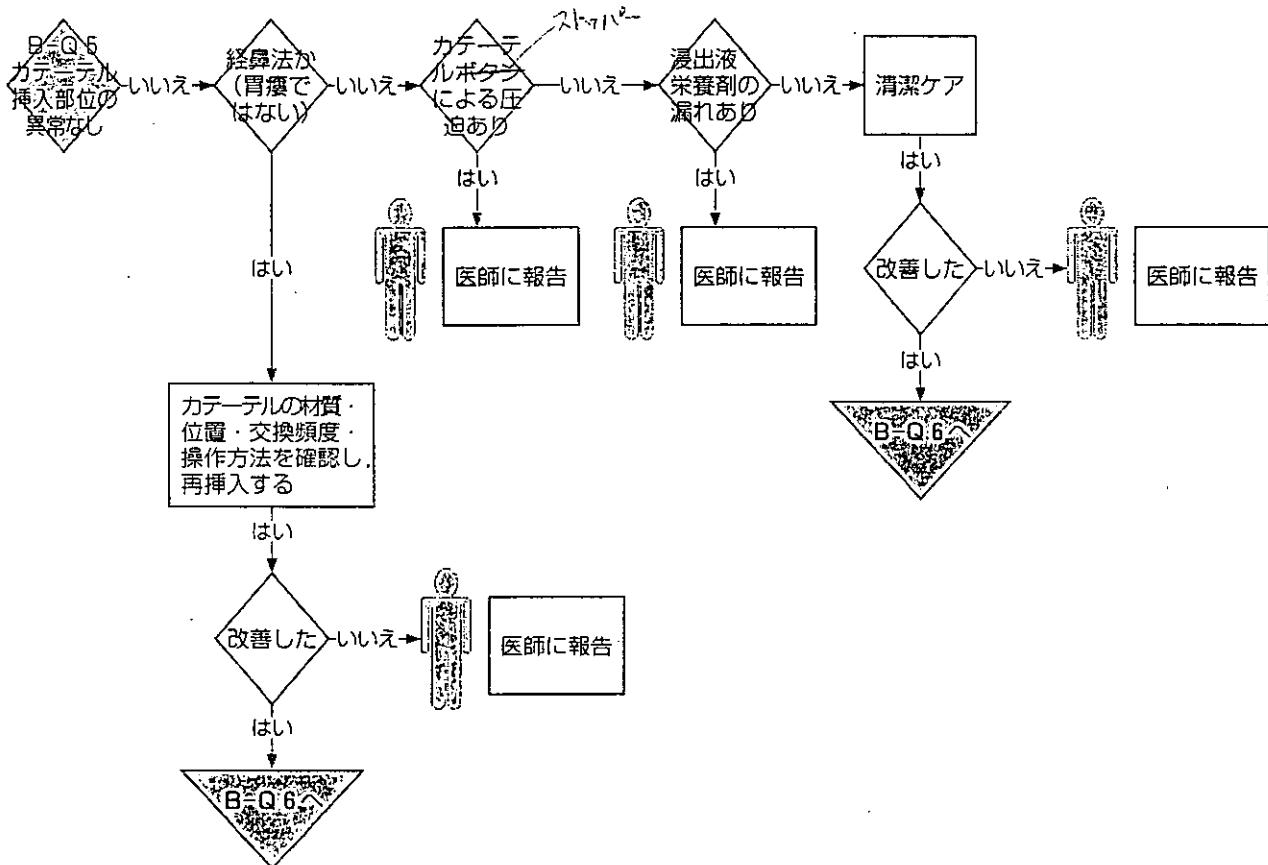
B-1 口腔・鼻腔からの経管栄養チューブを交換・再挿入する場合の判断樹 (看護師に特が
条件あり)





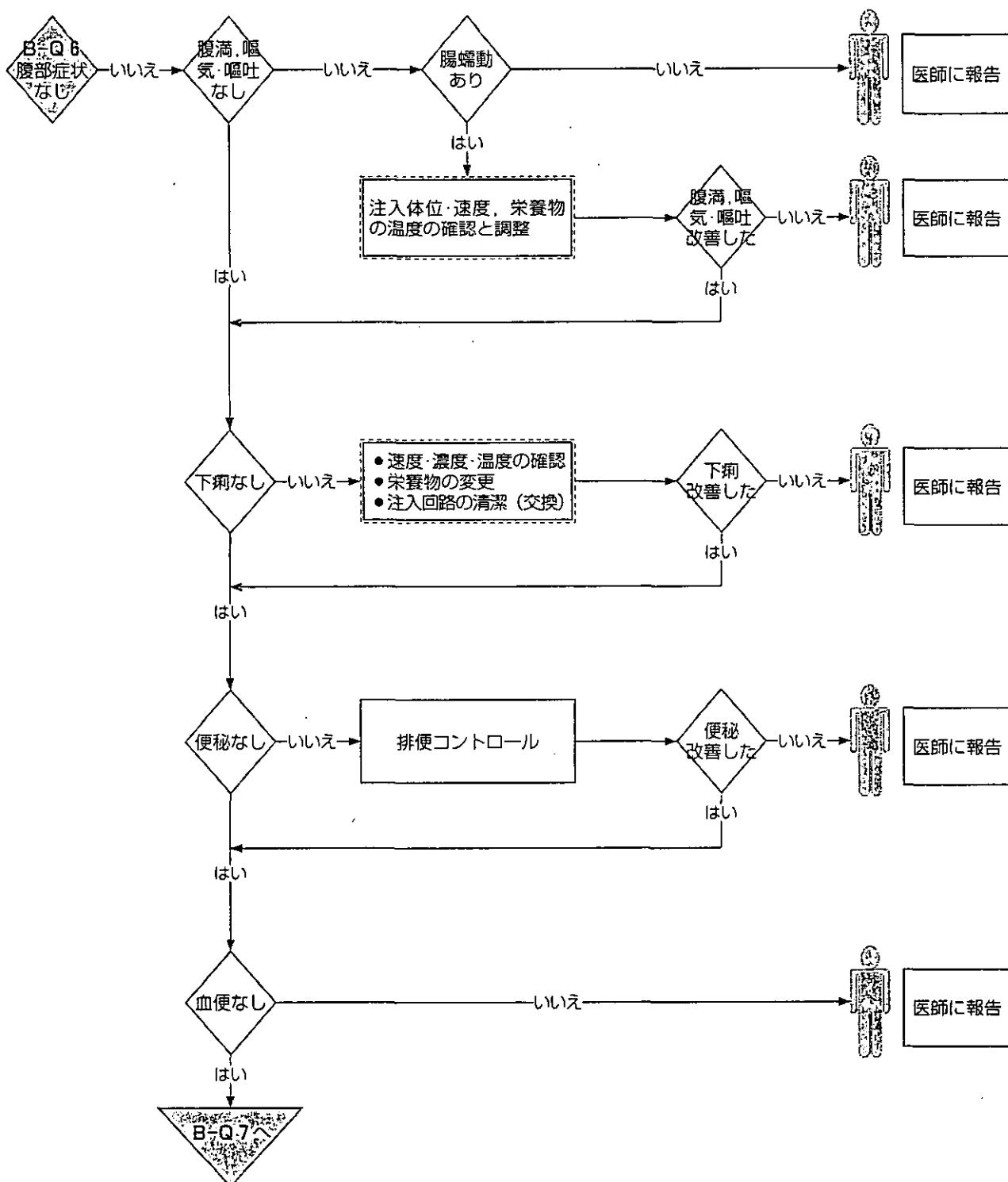
B-2

カテーテル挿入部位の異常がある場合の判断樹



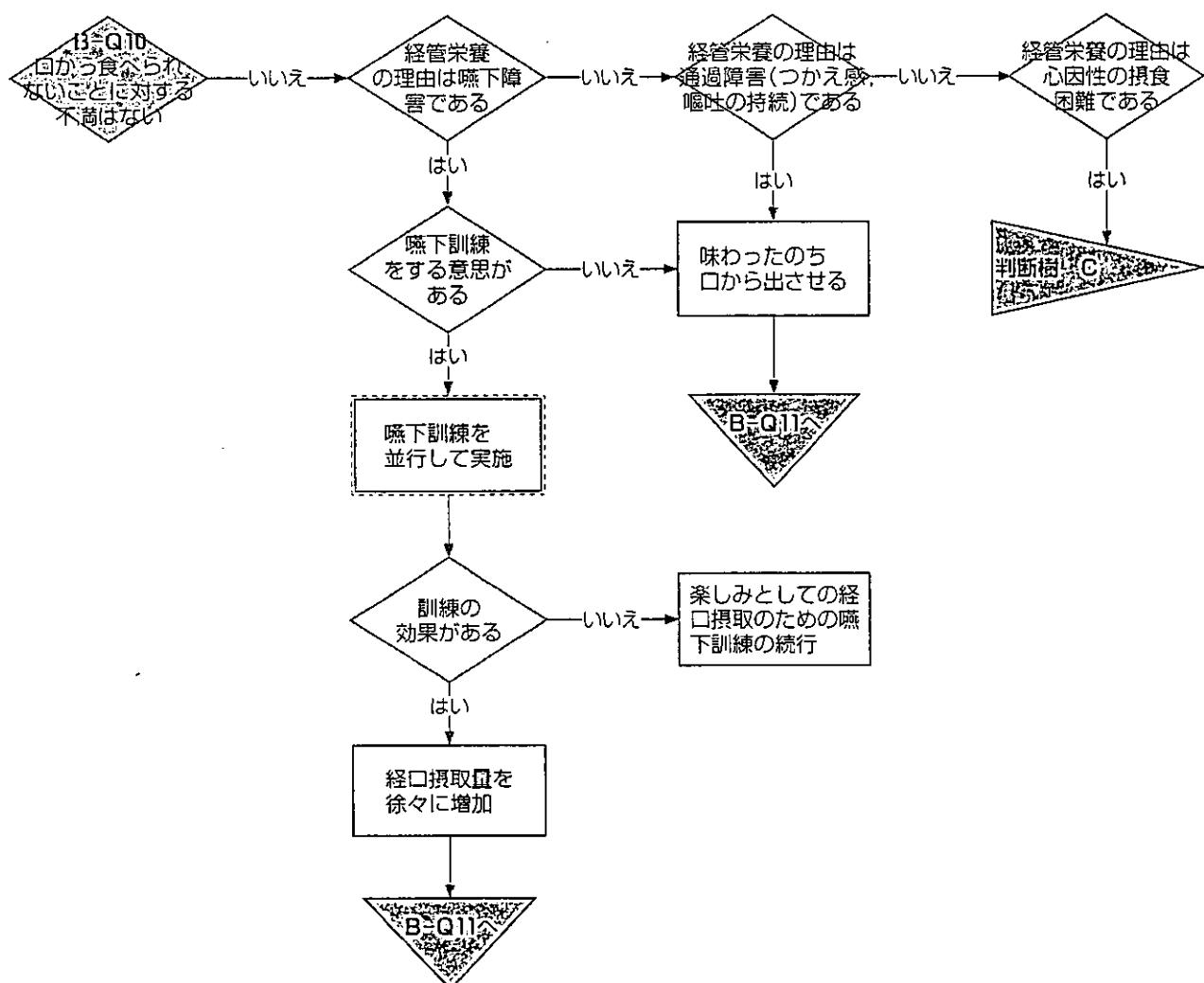
B-Q 6

腹部症状がある場合の判断樹



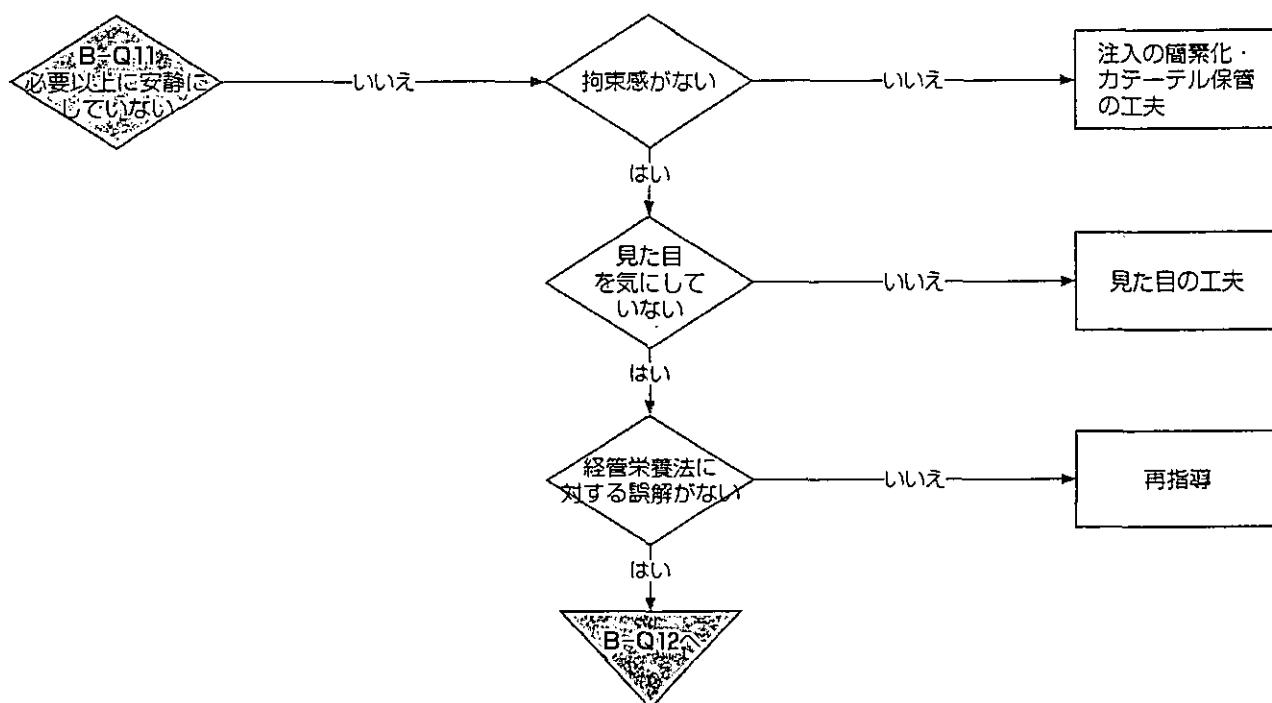
B

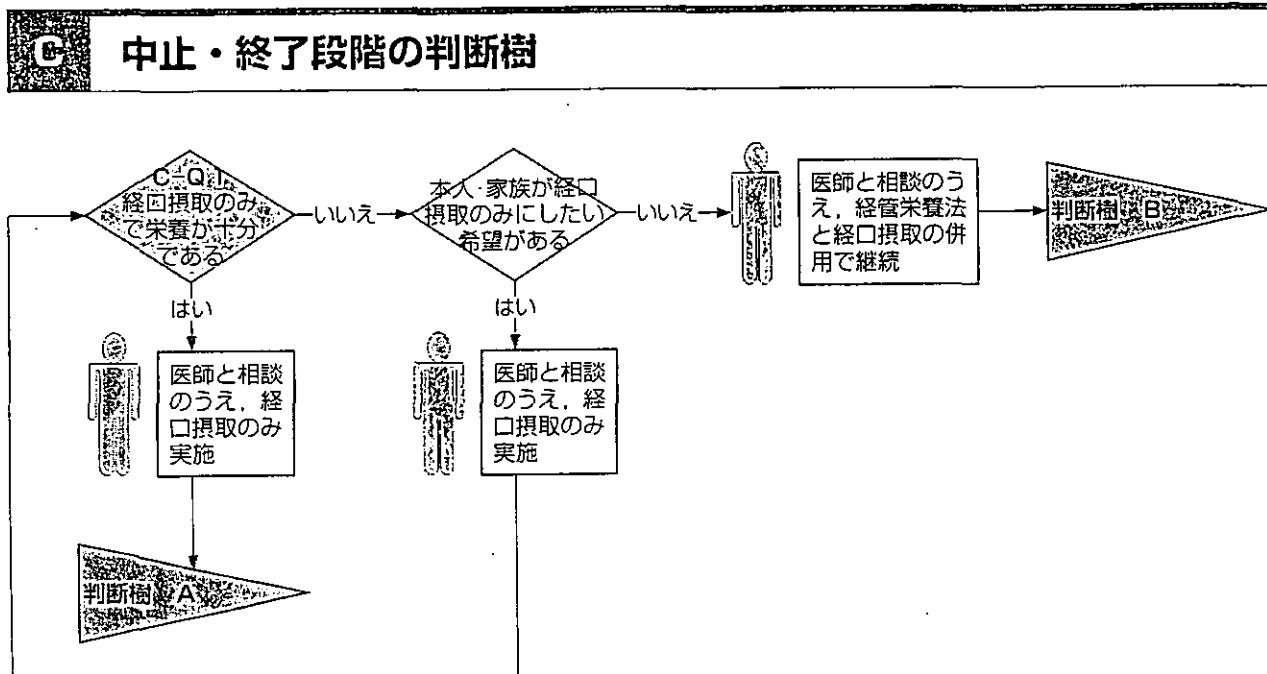
経口摂取希望に対する判断樹



B-1

必要以上の安静に対する判断樹





160-168

管理協定書

平成 年 月 日

在宅経管栄養法管理協定書

訪問看護ステーション甲は、医師乙の訪問看護指示書にもとづき、在宅経管栄養法（経鼻・胃瘻経管栄養）管理看護プロトコールに従って療養者丙の在宅経管栄養法の管理を行います。療養者丙は、甲乙より在宅経管栄養法（経鼻・胃瘻経管栄養法）の管理について説明を受け、甲および乙がこれに基づいて管理することに同意します。

1. 療養者氏名 _____ 2. 在宅成分栄養経管栄養指導管理料あるいは在宅寝たきり老人（患者）処置指導管理料請求機関 _____

3. 開始理由 _____ 医療機関 _____

経口摂取 1) 可 2) 否

4. 経管栄養のルート

1) 経鼻 2) 胃瘻

5. 開始日 _____ 年 月 日 _____

6. 訪問開始時の自己管理能力（該当するものに○）

1) 自己管理可 2) 指導のみ 3) 指導および実施の一部補完 4) 全面的補完(代行)

7. 使用栄養剤・注入量（提供機関）

・栄養剤名 _____ ・注入量 _____

・その他：水分などの注入量 _____

8. 使用器具・交換頻度・提供数（提供機関）

カテー~~テル~~ *種類： _____ *太さ： _____ Fr

イリゲーター等の種類

接続ルート等

注射器

その他

9. 消毒薬・衛生材料（提供機関）

10. 注入方法（該当するものに○）

1) 回数（回／日） 2) 1回の注入量（ml／回）

3) 1回の注入時間（分／回）（または ml／時間）

11. 事前協議事項

1) 滴下不良時の対応方法

2) その他

12. 期限 次回変更日まで

| | | |
|---------------------|------------|---------|
| 甲 訪問看護ステーション名 _____ | 代表者名 _____ | 印 _____ |
| 乙 医師（所属および氏名） _____ | | 印 _____ |
| 丙 療養者氏名 _____ | 代理者名 _____ | 印 _____ |

本協定書は、3部作成し、甲乙丙それぞれが1通ずつ保管する。

医療処置管理看護プロトコール

9

気管カニューレ管理法

本プロトコールの適用条件

1 療養者側の条件

1) その医療処置を要する状態

以下のいずれか（あるいは複数）に該当すること。

- ①換気が不十分で、用手気道確保では十分な換気が得られない状態。
- ②意識障害患者などの誤嚥、舌根沈下による窒息が考えられる状態。
- ③長期の呼吸管理を必要とする状態。
- ④気道分泌物の自力喀出が困難な状態。
- ⑤経口、経鼻挿管が不可能な状態：喉頭浮腫、声門下偽膜形成、咽喉頭または頸部の腫瘍による圧迫、肉芽形成による気管の狭窄、異物の誤嚥による気道閉鎖。
- ⑥気管切開以外に気道確保が困難な状態。

2) 使用器具・装具

医療機関において気管切開を受け、適切な器具が選択され、その器具を継続して用いることを前提とする。また訪問看護の継続中に気管切開が必要と判断される場合は医師、訪問看護師などで取り決めた器具を用いることを前提とする。

3) 交換することの安全性

カニューレの交換を行う場合には、以下の条件を満たしていること。

- ①医師が看護師による交換に関して安全であると判断している。
- ②療養者および家族が看護師による交換に合意していること。

2 看護師の条件

以下の項目に関して条件を満たしていること。

1) プロトコールを用いる看護師の看護経験

- (1) 病棟、外来あるいは在宅での気管カニューレ装着者の看護経験があり、以下の知識、技術を持っていること。
 - ①気管切開の適応についての理解。
 - ②気管カニューレの種類、特徴についての理解。
 - ③気管カニューレ装着に伴う異常・トラブル（p.164、Ⅲ参照）についての理解。
 - ④気管切開、カニューレを管理する具体的な技術（吸引、気管切開口の管理、緊急時の対応など）。
 - ⑤在宅での気管切開、カニューレの管理に必要な薬液、器具、衛生材料、医療材料など

の調達方法および処理方法の理解。

⑥必要物品などの実際の入手方法、処理方法の確認。

⑦気管切開、カニューレの管理についての療養者および家族への指導。

(2) 上記(1)の経験がない場合は、(1)の該当者とともに訪問して、上記の必要な知識、技術を習得したのちに独立して行うこと。

2) 気管カニューレ交換を行う看護師の条件

①気管カニューレの交換を行う具体的な技術を持っていること。

②医師と同行し、医師により当該技術の確認を受けていること。

3 医師との連携条件

1) 管理協定の締結

本プロトコールの適用は、訪問看護ステーションと主治医との間で、事前に該当する療養者ごとに「気管カニューレ管理協定」を書面(p.174)で取り交わし、それにもとづいて行うこと。

2) 平常時の連携

①主治医と常に連絡がとれる状態にしておくこと。

②医師への報告は、アセスメントに示した異常・トラブル、判断樹に従って対応した内容およびその結果を含めて行う。

III 気管カニューレ装着在宅療養者に対する看護支援目標

療養者（および家族）が気管カニューレ装着を自分の生活に無理なく、かつできるだけ不安を抱くことなく組み込んで、気管切開・カニューレ装着に伴う異常・トラブルを経験せずに、あるいはそれらが生じた場合には早急な対応がなされて、安定した療養生活を送れること。

III 気管カニューレ装着に伴う異常・トラブル

気管カニューレ装着在宅療養者に起こる可能性がある不都合あるいは困難

気管カニューレ装着在宅療養者に対する看護支援目標を達成するために、訪問看護師は以下の異常・トラブルを予防ならびに早期発見し、対処する。

1 気管切開口に関するもの

1) 気管切開口の出血・肉芽形成・狭窄、あるいはその危険性

原因・関連要因：カニューレによる刺激

2 カニューレ使用に関するもの

1) カニューレの抜去・閉塞などのトラブル、あるいはその危険性

原因・関連要因：カニューレの不適切な管理（固定のゆるみ）

吸引操作の不備、不足
痴呆、不穏など、処置に対する療養者の無理解

2) 気管食道瘻の形成、あるいはその危険性

原因・関連要因：カニューレの長期使用
カニューレの不適切な管理

3) 感染

1) 気管切開口の感染、あるいはその危険性

原因・関連要因：気管切開部の不適切な管理
吸引操作の不備、不足

2) 肺炎、あるいはその危険性

原因・関連要因：気管切開口の感染
気管切開による易感染性
誤嚥
不適切な管理（物品の供給困難、経済的負担）

4) 換気異常

1) 気道閉塞、あるいはその危険性

原因・関連要因：痰の喀出困難
分泌物の増加
カニューレの不適切な管理

2) 呼吸機能の減退、あるいはその危険性

原因・関連要因：原疾患の悪化
不十分な肺理学療法
循環不全（貧血など）

5) 気管カニューレ装着に伴う生活行動の縮小に関する問題

1) コミュニケーションの制限

原因・関連要因：気管切開による発声困難

2) 身体活動の縮小、あるいはその危険性

原因・関連要因：カニューレの抜去に対する不安
体動時のカニューレのずれ、痛み、圧迫などの不安

6) 療養者の気持ちと受け入れに関するもの

1) 気管カニューレ装着に関する気持ちの揺れ

原因・関連要因：発声できないことのストレス
ボディイメージの変化に対するストレス
医療処置（カニューレ管理、吸引など）へのストレス
今後の見通しに対する不安

呼吸困難に対する不安
重症化への不安

7 家族の介護力に関するもの

1) 介護者の疲労、あるいはその危険性

原因・関連要因：介護負担の過重

医療処置（カニューレ管理、吸引など）へのストレス

2) 気管切開・カニューレの管理不足、あるいはその危険性

原因・関連要因：管理方法の指導不足

家族の理解不足

経済的不安

8 カニューレの交換に関するもの

1) 危険壁からの出血、あるいはその危険性

原因・関連要因：カニューレ挿入時の不適切な手技

不適切なカニューレの選択

IV アセスメントならびに医師への報告基準

アセスメントは以下の各段階について、それぞれ主観的情報（Subjective data）、客観的情報（Objective data）両面の情報にもとづいて行う。

1 導入検討の段階

なし

2 維持管理の段階

1) 在宅での気管カニューレ装着療養に対する理解・気持ち・認識

S：療養者（および家族）がカニューレ装着理由をどのように理解しているか、カニューレ装着をどのように思っているか

O：在宅療養支援チームが気管カニューレ装着の目的・今後の見通しをどのように説明しているか、療養者（および家族）の認識をどうとらえているか

2) 指示内容とその実施状況

S：療養者（および家族）が、医療従事者から指導されたこととして、実際に行っている方法（療養者が認識して行っている方法）

O：医師が処方し、病院看護師が提案・指示した方法
在宅医療支援チームとの連携

* 指示内容として確認したり観察したりする必要がある項目

①カニューレ交換の方法（種類、頻度、実施者、交換時の準備物品、交換の際の注意点）

4)介護保険制度適用状況

S:要介護認定を受けているか、あるいは介護認定の申請希望があるか

O:介護が必要な状態であって、かつ介護保険制度による要介護状態の基準に該当しているか

医療従事者もしくはケアマネージャーがすでに情報を提供しているか

②カニューレの管理（カフエアの管理、保管）

③気管切開口の管理（観察、消毒、保護）

④吸引の方法

⑤身体の観察

⑥療養者および家族への指導内容

⑦指導内容についての療養者および介護者の理解と実施状況

⑧必要物品などの入手・処理方法

3) 身体障害者福祉法適用状況

S : 申請しているか、あるいは申請希望があるか

O : 療養者の気管切開理由が、身体障害者福祉法に該当するか

該当理由：内部障害（呼吸機能障害）あるいは音声機能障害

医療従事者がすでに情報を提供しているか

④ 気管カニューレ装着に関する異常・トラブルと医師への報告基準(p.168、表を参照)

⑤ S : 表の各領域についての療養者（および家族）の訴え

O : 表の各領域について、訪問看護師が観察した事柄、観察と[V. 判断樹]にもとづいて対応した結果の状況

3 中止・終了の段階

なし

V 気管カニューレ管理判断樹

1 導入検討の段階

なし

2 維持管理の段階

B 維持管理段階全体の判断樹 (p.169)

B - 1 気管カニューレ交換・抜去時の判断樹（※看護師に特別の条件あり）(p.●)

B - 2 呼吸苦がある場合の判断樹 (p.170)

B - 3 気道分泌物の性状に異常あるいは増加がある場合の判断樹 (p.171)

B - 4 気管切開口とカニューレの間から気道分泌物が漏れる場合の判断樹 (p.●)

B - 3⁵ カニューレの違和感がある場合の判断樹 (p.172)

B - 4₆ 話せないことの不満がある場合の判断樹 (p.173)

3 中止・終了の段階

なし

VI 気管カニューレ管理協定書 (p.174)

気管カニューレ装着に関する異常・トラブルと医師への報告基準

| 領 域 | 医師への報告基準（下線部分） |
|---------------------------|--|
| 1) カニューレ管理に関する異常・トラブル | |
| カニューレの内腔 | 閉塞なし <u>閉塞あり</u> |
| カフの状態 | 異常なし <u>異常あり</u> |
| 位置 | 異常なし <u>異常あり</u> 抜去（偶然、故意） |
| 2) 感染徴候 | |
| 気管切開口の状態 | 発赤・腫脹・熱感・出血・狭窄・肉芽形成なし <u>発赤・腫脹・熱感・出血・狭窄・肉芽形成のいずれかあり</u> |
| 痰の状態 | 痰の量、色、性状などの変化なし <u>痰の量、色、性状などの変化あり</u> |
| 全身状態 | 発熱なし <u>発熱あり</u> |
| 3) 換気異常 | |
| 呼吸状態 | 回数、リズム、型の異常がない <u>回数、リズム、型の異常がある</u> 呼吸音の異常、喘鳴がない <u>呼吸音の異常、喘鳴がある</u> |
| 全身状態 | バイタルサインの異常がない 意識レベルの変化、チアノーゼがない <u>バイタルサインの異常がある</u> <u>意識レベルの変化、チアノーゼがある</u> |
| 呼吸機能 | 1回換気量、肺活量、動脈血酸素飽和度変化なし <u>1回換気量、肺活量、動脈血酸素飽和度変化あり</u> |
| 4) 生生活動の縮小 | |
| 身体の動き | 必要以上の安静はない <u>必要以上に安静にしている</u> |
| コミュニケーション | 話せないことの不満がない <u>話せないことの不満がある</u> |
| 5) カニューレの交換・抜去に関する異常・トラブル | |
| 交換中の状態 | 異常なし <u>カフ圧が抜けない</u> <u>出血がある</u> |
| 交換後の状態 | 異常・違和感なし 異常・違和感あり <u>声漏れがある</u> |